

## 大阪府と一般社団法人 OSAKA ゼロカーボンファウンデーションとの スマートシティの推進に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と一般社団法人 OSAKA ゼロカーボンファウンデーション（以下「乙」という。）は、スマートシティの推進に向けた取組（以下「本取組」という。）を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、本取組を通じて、府民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) データ活用による中小事業者のCO2 排出量の見える化
- (2) エネルギーマネジメントのDX化支援
- (3) 大阪スマートシティパートナーズフォーラムの運営支援
- (4) その他大阪のスマートシティの推進に関すること

2 実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

### （協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

### （疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年6月23日

甲：大阪府大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪府 C I O兼スマートシティ戦略部長

坪田 知巳

乙：大阪府岸和田市地藏浜町1-1番地の1

一般社団法人 OSAKA ゼロカーボンファウンデーション

代表理事 田中 靖訓